

千葉市社会福祉審議会社会福祉法人・施設専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉審議会条例（平成12年千葉市第10号）（以下「条例」という。）第8条第1項第6号に掲げる社会福祉法人・施設専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門分科会は、次に掲げる事項を審議する。ただし、児童福祉に関する事項を除く。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第31条の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可に係る事前審査に関する事項
- (2) 市が助成する法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）の用に供する施設等及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の整備を行う事業者に係る選定審査に関する事項
- (3) 社会福祉事業の用に供する施設等の整備又は介護老人保健施設の整備の為に、国・県・市又は公共的団体が、土地又は建物を貸与する事業者であって、市長が必要と認めるものに係る選定審査に関する事項
- (4) 前3号に係る審査の方針に関する事項

(審査の方法等)

第3条 審査の方法は、原則として書面及び事業者からの内容聴取による審査とする。ただし、既存の施設等の整備のうち、改修に係る審査については、専門分科会長の判断により、書面のみでの審査とすることができる。

- 2 前条第1号の審査については、審査項目ごとに各評価基準に基づき適格性を評価する。
- 3 前条第2号及び第3号の事業者の選定審査については、原則、審査項目ごとに採点の上、順位付けをし、選定する。ただし、順位付けをして選定した後に、整備する事業者に事故等が生じた場合は、次点の整備を行う事業者を繰り上げて選定するものとする。
- 4 前2項の規定に関わらず、別に定める最低基準等に満たない場合は、不適格とする。
- 5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 6 第3項に規定する審査につき、採点の上、同点だった場合、専門分科会長が高く採点した事業者を上位とする。

(審査の内容)

第4条 第2条に規定する審査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 法人の設立認可に係る事前審査に関する事項
 - ア 法人の組織運営
 - イ 法人の経営状況

ウ その他必要と認める事項

(2) 市が助成する社会福祉事業の用に供する施設及び介護老人保健施設の整備を行う事業者に係る選定審査に関する事項

ア 運営の適格性

イ 施設状況

ウ 地域社会への貢献度

エ その他必要と認める事項

(3) 社会福祉事業の用に供する施設等の整備又は介護老人保健施設の整備の為に、国・県・市又は公共的団体が、土地又は建物を貸与する事業者であって、市長が必要と認めるものに係る選定審査に関する事項

ア 運営の適格性

イ 施設状況

ウ 地域社会への貢献度

エ その他必要と認める事項

(4) 前3号に係る審査の方針に関する事項

ア 前3号に係る審査項目及び評価基準

イ 評価の方法

(庶務)

第5条 専門分科会の庶務は保健福祉総務課において処理をする。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。